

平成22年度広域連携共生・対流等対策交付金のうち、都市農業・市民農園に関する募集について

募集期間：平成22年2月15日（月）～3月5日（金）17時必着
事業実施主体：民間団体

都市農業の振興に向けた企画案と企画案を実施する民間団体を募集します

(都市農業振興促進事業 ア 都市農業の振興及び都市農地の保全のためのモデル的取組)



地域の様々な主体が参加して、都市農業の立地上の有利性や多面的な機能の発揮を図り、都市農業の振興を図る企画案を募集します。三大都市圏の地域で都市計画区域に指定がされている市町村内における複数の団体が連携した取組が対象です。

☆ 必須要件 ☆

以下の要件は必ず満たしている必要があります。

- 都市農業の振興のための取組であること
- 三大都市圏の地域(※)で都市計画区域に指定がされている市町村での取組であること
- 応募者とその他団体間で連携して取り組む企画内容となっていること

※ 三大都市圏の都府県は、首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯、中部圏開発整備法の都市整備区域、近畿圏整備法の既成都市区域及び近郊整備区域に該当する以下の都府県とします。

首都圏：茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部圏：愛知県、三重県

近畿圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

事業実施期間は**2年間**、交付金の額は定額で概ね**5百万円**(平成22年度分)、**5地区程度採択の予定**です。

☆ 対象経費 ☆

事業の実施に直接必要となる経費が対象です。

例) 会議費、謝金、旅費、会場使用料などの使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、アルバイト賃金など

☆ 取組例 ☆

- 消費地に近い特性を活かした直売所のネットワーク化による農産物の安定供給
- 都市農業から発生する農業残滓を堆肥化するリサイクルシステムの確立による環境と調和した持続性ある農業生産
- 地域の都市農業に関するワークショップや研修会の開催、都市部の農家指導による農作業体験の実施等の一連のカリキュラムを通じた都市農業への理解増進



※取組例はあくまで参考です。都市農業の振興に向けた多様な取組を募集しています。
※詳しくは広域連携共生・対流等対策交付金公募要領(案)を参照願います。

体験農園の普及と体験農園を通じた都市住民の農的暮らしの促進に向けた企画案と企画案を実施する民間団体を募集します

(都市農業振興促進事業 イ 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の全国的な拡大)



体験農園で習得した農作業に関する知識を農村部等で活かすことのできる体制づくりと体験農園の開設を促進するための企画案を募集します。体験農園には様々な態様が想定されますが、今回公募対象となる体験農園は下記のとおりとします。

☆ 必須要件 ☆

以下の要件は必ず満たしている必要があります。

- 体験農園の取組の全国的な拡大と、体験農園を通じた都市住民の農的暮らしを促進する取組であること
- 事業実施主体とその他団体間の連携により実施しようとする企画内容であること

※本公募における体験農園の定義について

賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わない農園利用方式の市民農園(以下「体験農園」)には様々な態様がありますが、本事業で対象とする体験農園は、

入園者が農作業に関する指導を受けながら、年に複数の段階の農作業(植付けと収穫等)を行う農園

とします。

事業実施期間は**2年間**、交付金の額は定額で概ね**450万円**(平成22年度分)、**2地区程度採択予定**です。

☆ 対象経費 ☆

事業の実施に直接必要となる経費が対象です。

例) 会議費、謝金、旅費、会場使用料などの使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、アルバイト賃金など

☆ 取組例 ☆

- 体験農園入園者が農村部で農作業等を行うための体制づくり
- 農家への開設指導、入園者への農作業指導等を行うための資料作成等
- 入園者による農村部での農作業の実施、農家等への開設指導の実施
- インターネット等を活用した効果的な情報発信 等



入園者指導の様子(練馬区)



※取組例はあくまで参考です。
※詳しくは広域連携共生・対流等対策交付金公募要領(案)を参照願います。

市民農園間のネットワーク化に向けた企画案と企画案を実施する民間団体を募集します

(都市農業振興促進事業 エ 市民農園の開設促進)



地域の複数の市民農園運営管理者が連携し、運営管理上の課題の共有と解決、利用者間の交流等を行う継続的なネットワーク形成に向けた企画案を募集します。運営管理者の異なる3農園以上の農園のネットワーク化を図る取組であること等の要件があります。

☆ 必須要件 ☆

以下の要件は必ず満たしている必要があります。

- 運営管理者の異なる3農園以上の市民農園による継続的なネットワーク化を図るための取組であること
- 取組の状況や経過をインターネット等を活用して広く情報発信する内容となっていること

事業実施期間は**2年間**、交付金の額は定額で概ね**5百万円**(平成22年度分)、**4地区程度採択の予定**です。

☆ 対象経費 ☆

事業の実施に直接必要となる経費が対象です。

例) 会議費、謝金、旅費、会場使用料などの使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、アルバイト賃金など

☆ 取組例 ☆

- 市民農園間の継続性のあるネットワーク形成に向けた手法検討
- 市民農園運営者間・利用者間の定期的な情報交換・意見交換の実施
- 複数の市民農園が共同で実施する農村部での農作業体験等の実施
- インターネット等を活用した取組状況の効果的な情報発信 等



※取組例はあくまで参考です。市民農園間のネットワーク化に向けた多様な取組を募集しています。
※詳しくは広域連携共生・対流等対策交付金公募要領(案)を参照願います。

都市農業の振興に必要なハード事業を募集します

○都市部での農業振興に必要な施設等の整備に必要な費用を **1/2以内**で支援します。

※ 支援を受けるためには農林水産省が実施する公募に応募頂く必要があります。要件等の詳細につきましては、最寄りの相談窓口にご相談願います。



区域区分などに応じて支援の対象となるメニューが異なります。



都市交流基盤整備

対象地域: 都市近郊の農業振興地域

事業内容:

- ア ほ場整備などの土地基盤整備
- イ 農業集落道や営農飲雑用水施設整備などの農村生活環境基盤整備
- ウ 農村交流施設やコミュニティ施設整備などの農村交流基盤整備



整備された農業集落道、農業用排水路、コミュニティ施設

都市農業共生・対流推進条件整備

対象地域: 生産緑地地区

事業内容:

- ア 耕土改良や土留工などの簡易な基盤整備
- イ 農産物直売施設などのふれあい・交流施設の整備
- ウ 防災兼用井戸などの防災施設整備
- エ 生産緑地地区内の農地のみを受益とする農業用排水施設の廃止又は変更など
- オ 市民農園の開設に必要な農地や付帯施設の整備
- カ 援農ボランティアの養成するための施設のうち、休憩室、更衣室、トイレ、管理棟など



防災兼用井戸、農業体験農園

都市農業維持保全条件整備

対象地域: 農業振興地域及び生産緑地地区を除いた地域

事業内容:

- ア 農業用排水施設などの改修
- イ 防災施設の整備

都市農業水辺環境整備

対象地域: 農業振興地域を除いた地域

事業内容:

- ア 親水・景観保全施設の整備
- イ 生態系保全施設の整備



親水施設、生態系保全施設

応募に当たって要件があります。詳しくは広域連携共生・対流等対策交付金公募要領(案)、同交付金実施要領・要領(案)をご確認頂くか、最寄りの地方農政局等にご相談願います。

必須要件

- ① 事業実施計画案の内容が、都市農業の振興を図るための事業実施主体とその他団体間の連携で整備しようとする計画であること。 ② 行政区域の全部又は一部が都市計画法第5条の規定による都市計画区域に指定がされている市町村であり、都市農業振興ビジョン等を策定している地域であること。 ※ 都市農業振興ビジョン等とは…農業生産対策、農地の多面的活用の方針、都市住民との交流についての方針等、将来の都市農業の振興に関する構想です。

一般基準

- ① 1箇所又は1施設について単年度に完了することを原則とします。 ② 受益戸数は3戸以上です。 ③ 用地の買収又は賃借等に要する費用及び補償費は対象外です。 ④ 交付対象とする施設は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のもです。 ⑤ 個人施設、目的外使用のおそれの多いもの及び事業効果が少ないものは対象外です。

ハード事業は、市街化区域・農業振興地域などの区域区分等ごとに支援対象となるメニューが異なります。

- おおむね10年以内に市街化を図るべき区域とされている**市街化区域**と市街化を抑制すべき区域である**市街化調整区域**、市街化区域内の農地で都市計画で定められた**生産緑地地区**、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として指定された**農業振興地域**とで、**支援の対象となる事業が異なります。**
- 公募に参加する際は、**区域区分を確認して事業内容が支援対象となっているかのチェックが必要です。**



都市計画区域に指定がされている市町村

